人事院は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)及び国家公務員法等の一 部を改正する法律 (令

和三年 法律第六十一号)に基づき、 人事院規則一一―八(職員の定年) の全部改正 に関し次 の人事院規則を

制定する。

令和四年二月十八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一一八一五一

人事院規則一一一八 (職員の定年) の全部を改正する人事院規則

人事院規則一一—八 (職員の定年) の全部を次のように改正する。

人事院規則一一—八

職員の定年

(趣旨)

第一条 この 規則 は、 職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第二条 法第八十一条の六第二項ただし書の人事 院規則で定める職員は、 次に掲げる施設等に勤務し、 医療

業務 に従事する医師 及 び歯科医師 (第四号及び第五号に掲げる施設等に あ っては、 人事 院が 定める医師 又

は歯科医師に限る。)とする。

刑務所、 少年刑務所、 拘置所、 少年院、 少年鑑別所又は婦人補導院

二 入国者収容所又は地方出入国在留管理局

三 国立ハンセン病療養所

四 地方厚生局又は地方厚生支局

五. 玉 の行 政 機関 《の内部部局(これに相当するものを含む。)に置かれた医療業務を担当する部署

2 法第八十一条の六第二項ただし書の人事院規則で定める年齢は、 年齢七十年とする。

(勤務延長に係る任命権者)

第三条 法第八十一条の七に規定する任命権者に は、 併任 に係る官職 の任 .命権者は含まれないものとする。

(勤務延長ができる事由)

第四条 法第八十一条の七第一 項第一号の人事院規則で定める事由は、 業務の性質上、 当該職員の退職によ

る担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第八十一 条の七第一項第二号の 人事院規則で定める事 由 は、 職 務が 高度の専門的な 知識、 熟達 した技

能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、 又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため

当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずること

とする。

(勤務延長に係る職員の同意)

第五 条 任命権 者は、 勤務延長 (法第八十一条の七第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをい

う。 以下同じ。)を行う場合及び勤務延長の期限 (同項の 期限又は同条第二項の規定により延長された期

限をいう。 以下同じ。)を延長する場合には、 あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(勤務延長の期限の繰上げ)

第六条 任 命 権 者は、 勤 務延長 の期 限 \mathcal{O} 到 来 前に当該勤務延長の事由が消滅した場合は、 職員の同意を得て

、当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする。

(勤務延長職員の併任の制限)

第七条 任命 権者は、 勤務延長職員 (法第八十一条の七第一 項又は第二項の規定に より引き続き勤務 L てい

る職 員 をいう。 以下 同 が従事 している職務の遂行に支障がない と認められ る場合を除き、 勤務 延長

職員を併任することができない。

(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第八条 任命権 者は、 勤務延長を行う場合、 勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げ

る場合にお *(*) て、 職 員 が 任 命権者を異にする官職に併任されているときは、 当該併任に係 る官職 の任 命権

者にその旨を通知しなければならない。

(定年に達している者の任用の制限)

第九条 任命権者は、 採用しようとする官職に係る定年に達している者を、 当該官職に採用することができ

ない。 ただし、 かつて職員であった者で、 任命権者の要請に応じ、 引き続き特 別職に属する職、 地方 公務

員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 職 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公庫 に 属する職その他これらに準ずる職 で人事院 が定 め るも 0 に就 き、 引 き続

てこれら $\overline{\mathcal{O}}$ 職 に就 7 てい るもの (これら \bar{O} 職 のうち 0) 職 か Š 他 \mathcal{O} 職 に 回 以 Ĺ 子引き続 7 異動 た者

を含む。)を、 当該官職に係る定年退職日 (法第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。 次項

及び第十一条に おいて同 Ü 以前に採用する場合は、 この 限りでない。

2 任 命 権 者 には 昇任 降任 又は転任しようとする官職に係る定年に達して V る職員を、 当該 官 職 É

係る定年退 職日後に、 当該官職に昇任し、 降任し、 又は転任することができない。 ただし、 次に掲げ る場

合は、この限りでない。

勤務延 長職員を、 法令の改廃による組織 の変更等により、 勤務 延長に係る官職の業務と同 の業務を

行うことをその 職 務 \mathcal{O} 主たる内容とする官職に昇任 Ļ 降任 Ļ 又は転任 する場合

退職をする職員を、 人事管理上 の必要性 に鑑み、 当該 退 職 \mathcal{O} 日 に . 限 り臨 時 的 に ·置か れる官職に転任す

る場合

(人事異動通知書の交付)

第十条 任命 権者は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 職員に規則八―一二 (職員の任免) 第五 十

八 条 \mathcal{O} 規定 に よる人事異動 通 知書 (以下この条に において 「人事 **F異動** 通知書」 という。)を交付しなけ れ ば

ならな ただし、 第 一号又は第六号に該当する場合のうち、 人事異動 通 知 書 の交付によらないことを適

当と認めるときは、 人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異 動 通 知書の交付

に代えることができる。

職員が 定年 退 職 (法第八十一条の六第一 項の規定により退職することをいう。)をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五. 勤務延 長職員を昇任 降任し、 又は転任したことにより、 勤務延長職員ではなくなった場合

六

勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(職員への周知)

第十一条 任命権者 (法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者に限る。

次条において同じ。) は、 部内の職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知させな

ければならない。

(報告)

第十二条 任命権者は、 法第八十一条の六第一項の規定による指定を行った場合 (指定の内容を変更した場

合を含む。)には、 速やかに当該指定の内容を人事院 に報告しなけれ ばならない。

2 任 命 権 者 は、 第九 条 第二 項ただし 書 (第 号に 係 る部 分に 限る。 \mathcal{O} 規定による昇任、 降 任 一又は転り 任 を

行っ た場合には、 速や かに当該昇任、 降任又は転任の内容を人事院に報告しなければならない。

3 任命権者は、 毎年五月末日までに、 次に掲げる事項を人事院に報告しなければならな

前年度に定年に達した職員に係る勤務 延長 (法第八十一 条の七第一項ただし書の規定による人事院の

承認を得たものを除く。)の事由及び期限の状況

前 年度 に 勤 務延 長 \mathcal{O} 期 限 が 到 来 L た職 員 (行 政 執行法人の職員に限る。 に係る法第八十一

条の七第

一項の規定による期限の延長の状況

(雑則)

第十三条 この 規則に定めるもののほか、 職員 の定年の実施に関し必要な事項は、 人事院が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(令和) 五年四日 月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年改正法による改正前の法第八

十一条の二第二項各号に掲げる職員に相当する職員の定年等)

第二条 法附則第八条第二項の 人事院規則で定める職員は、 次に掲げる施設等に勤務し、 医療業務に従事す

る医師及び歯科医師とする。

一病院又は診療所

刑務所、 少年刑務所、 拘置所、 少年院、 少年鑑別所又は婦人補

導院

三 入国者収容所又は地方出入国在留管理局

兀 検疫所、 国立児童自立支援施設又は国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の総合相談支

援部若しくは国立保養所

五 国立ハンセン病療養所

六 地方厚生局又は地方厚生支局

七 環境調査研修所

八 玉 の行 政機関の内部部局 (これに相当するものを含む。) に置かれた医療業務を担当する部署 (第一

号に掲げるものを除く。)

九 前 各号に 掲げるも 0 \mathcal{O} ほ か、 医療業務を担当する部署のある施

2 法 附 則第八条第二項の規定により読み替えて適用する法第八十一 条の六第二項ただし書の人事院規則で

設等

定める職員は、 前項に規定する職員のうち、 同項第二号、 第三号、 第五号、 第六号及び第八号に掲げる施

設等に勤務し、 医療業務に従事する医師及び歯科医師 (同項第六号及び第八号に掲げる施設等にあっては

、人事院が定める医師又は歯科医師に限る。)とする。

3 法 附 則第 八条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 読み替えて適用する法第八十一 条の六第二項ただし書 の人事院規則で

定める年齢は、 次の各号に掲げる期間の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める年齢とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 年齢六十七 年

令和九年四 月一日から令和十一年三月三十一日まで 年 · 齢六十八年

三 令和· + 年 -四月 日 から令和 十三年三月三十一日 ま で 年齡六十九

4 法 附 則 第八条第三項 0 人事 院規則で定める職 員は、 次に掲げる職 員であ って給与法に規定する行政職 俸

給表口の適用を受ける職員とする。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する職員
- 5 法附則第八条第四項の人事院規則で定める職員は、 次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める職員とする。

- 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで 附則別表の各項職員の欄に掲げる職員
- 令和七 年四 l 月 一 日から令和九年三月三十一日まで 附則別表 の二の項及び三の り項職員 \mathcal{O} 欄 に掲げる職

員

- 三 令和九年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 附則別表の三の項職員の欄に掲げる職員
- 6 法附則第八条第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する法第八十一条の六第二項本文の人事院

規則で定める年齢は、 附則別表職 員の欄に掲げる職員の区分に応じ、 それぞれ同表年齢の欄に掲げる年齢

とする。

(令和三年改正法附則第三条第六項の規定による勤務につい ての準用)

第三条 第三条、 第五条から第八条まで、第九条第二項、 第十条並びに第十二条第二項及び第三項(第二号

に係る部 分に限る。 の規定は、 国家公務員法等の 一部を改正する法律 (令和三年法律第六十一号。 次条

に お 7 7 「令和三年 改 Ê 法 という。 附 則 第三条第六項 \bigcirc 規定に、 よる勤 務 に つ 7 て準 用する。

(令和三年改正法附則第三条第九項 の人事院規則で定める官職及び職員等)

第四 _ 条 令和三年改正法附則第三条第九項の 人事院規則で定める官職 は、 次に掲げる官職 のうち、 当該官職

が 基 準 日 \mathcal{O} 前 日に設置されていたものとした場合において、 基準日 における新 国 家公務員法定年が 基 準 自

 \mathcal{O} 前 日 に お け る 新国家: 公務員法定 年 同 日 が · 令 和 五. |年三月三十一日であ る場合に は、 旧 国家 公務員法 第八

+ の二第二 項に規定する定年に準 上じた年 齢) を超える官職 (当該官職に係る定年が新国家公務員法第

八十一 条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された官職

基準 日 以後に法 令 の改廃によ る組 織 \mathcal{O} 変更等により名称が変更された官職

2 令和 三年 改 正 法附 則 第三条第 九項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 人事 院 規則で定め る職 員 は 前 項 E 規 定する官職 が 差準 日 . (T) 前 日 に

設 質置さ、 れ て 7 たものとした場合にお į, ۱ て、 同 日 に お け る当 該 官職 に係 る新国家公務員 法 定 年 同 日 が 令和

五. 年三月三十一日である場合には、 旧国家公務員法第八十一 条の二第二項に規定する定年に準じた年齢)

に達している職員とする。

3 第九条第二項ただし書及び第十二条第二項の規定は、 令和三年改正法附則第三条第九項の規定により昇

任し、降任し、 又は転任することができない場合について準用する。

(雑則)

第五条 前三条に規定するもののほか、 この規則の施行に関し必要な経過措置は、 人事院が定める。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第六条 人事院規則――三四(人事管理文書の保存期間) の 一 部を次のように改正する。

別表の四の表規則一一一八(職員の定年)の項を次のように改める。

	一部を改正する法律(令和三年法律)		
	場合にあっては、国家公務員法等の		
	規定を附則第三条において準用する	含む。)の同意の文書等	
	の終了した日(第五条又は第六条の	附則第三条において準用する場合を	職員の定年)
三年	法第八十一条の七の規定による勤務	第五条又は第六条 (これらの規定を	規則一一—八(

附則別表 (附則第二条第五項及び第六項関係)

		。)の報告の文書等
		第三条において準用する場合を含む
		る場合を含む。) 又は第三項(附則
		条及び第四条第三項において準用す
		第十二条第一項、第二項(附則第三
		る場合を含む。)の通知の文書等
三年	取得の日	第八条(附則第三条において準用す
	定による勤務の終了した日)	
	第六十一号)附則第三条第六項の規	

(人事院規則――三四の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の規則――三四 別表の四の表規則一一一八(職員の定年)の項に掲げる人

事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

地方創生推進事務局長

知的財産戦略推進事務局長

科学技術・イノベーション推進事務局長

公正取引委員会事務総長

警察庁長官

警察庁次長

警視総監

カジノ管理委員会事務局長

金融国際審議官

消費者庁長官

デジタル審議官

総務審議官

外務審議官 (外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。)

	<u> </u>										
	<u> </u>										
一内舎人、上皇内舎人及び東宮内舎人宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員	研究所、試験所等の副所長(これに相当する職員を含む。)で人事院が定めるもの	原子力規制庁長官	地球環境審議官	国土交通審議官	技監	経済産業審議官	農林水産審議官	医務技監	厚生労働審議官	文部科学審議官	財務官
	六十三年										

一 式部副長 (人事院が定めるものを除く。) 及び式部官

三鷹師長及び鷹師

四 主膳長及び副主膳長

皇宮警察学校教育主事

在外公館に勤 務する職員 (給与法に規定する行政職俸給表□又は指定職俸給表

 \mathcal{O}

適用

を受ける職員に限る。)及び外務省本省に勤務 外交領事事務 に従事する職 員 で人

事院が定めるもの

海技試験官

原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員

一 上席原子力防災専門官

二 原子力防災専門官

三 原子力艦放射能調查専門官

四 上席放射線防災専門官

				三						
四 首席楽長、楽長及び楽長補 三 式部副長(人事院が定めるものに限る。)	二女嬬、上皇女嬬及び東宮女嬬一宮内庁次長	宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員	迎賓館長	研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの	十 原子力専門検査官	九 主任原子力専門検査官	八 原子力運転検査官	七 主任監視指導官	六 主任安全審查官	五統括核物質防護対策官
				六十五年						

五 修補師長及び修補師長補

六主厨長及び副主厨長

金融庁長官

国税不服審判所長

海難審判所の審判官及び理事官

運輸安全委員会事務局 \mathcal{O} 船舶事故及びその兆候に関する調査に従事する事故調査官で

人事院が定めるもの

一 地域原子力規制総括調整官

原子力規制委員会の職員のうち、

次に掲げる職員

二 上席安全審查官

三 安全規制調整官

四 首席原子力専門検査官

五 統括監視指導官

+	九	八	七	六
上席指導官	教官	統括原子力運転検査官	上席監視指導官	上席原子力専門検査官